

R 3 事業継続支援給付金給付事業

【営業時間短縮要請協力金（県への負担金）】

商工観光部商工振興課

事業費：48,782 千円

事業の背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に消費や投資活動が著しく減退し、国民生活に多大な影響が見られる中で、本市の状況も例外ではない。このような中、これまでの生活を維持・継続するためには中小企業者等の事業継続が必要不可欠であることから、本市では令和3年2月までに市内中小企業者等を対象に、第1期、第2期の事業継続支援給付金給付事業を実施したところである。
- 国及び県においても、様々な感染防止対策や景気回復策を講じる中、令和3年3月下旬には首都圏における緊急事態宣言を解除されるなど、感染数が減少する状況も見られたところではあったが、再び感染症が拡大し、4月下旬には、東京都外3県に緊急事態宣言が発令され、本県においても複数の市町村でクラスターが発生し、5月7日には感染拡大の警報基準をステージ3へ引き上げ、本市を含む県内5市町の飲食店に営業時間短縮の要請を行うこととした。
- これまでの感染症拡大の長期化で、経営に大きな影響を受けていた飲食店事業者は、2度目となる今回の営業時間短縮要請により、更に厳しい経営状況に置かれている。

事業の概要

新型コロナウイルスの感染拡大により、鹿児島県が市内飲食店を対象に営業時間短縮を要請したこと等に伴い、鹿児島県が協力要請に応じた飲食店に支給する協力金のうち、期間が延長された2週間分について、その1割を負担する。

【対象者】 鹿児島県（鹿児島県が実施する営業時間短縮要請協力金事業への負担金）

【積算根拠】 時短要請期間：4週間（28日間）のうち、延長された2週間（14日間）分
市内対象店舗数：700店舗（県試算）
 $3,763,200 \text{ 千円} \times 0.1 \text{（1割負担）} \times \left(700 \text{ 店舗} / 5,400 \text{ 店舗}\right) \doteq 48,782 \text{ 千円}$

【事業費】 48,782 千円（負担金補助及び交付金）